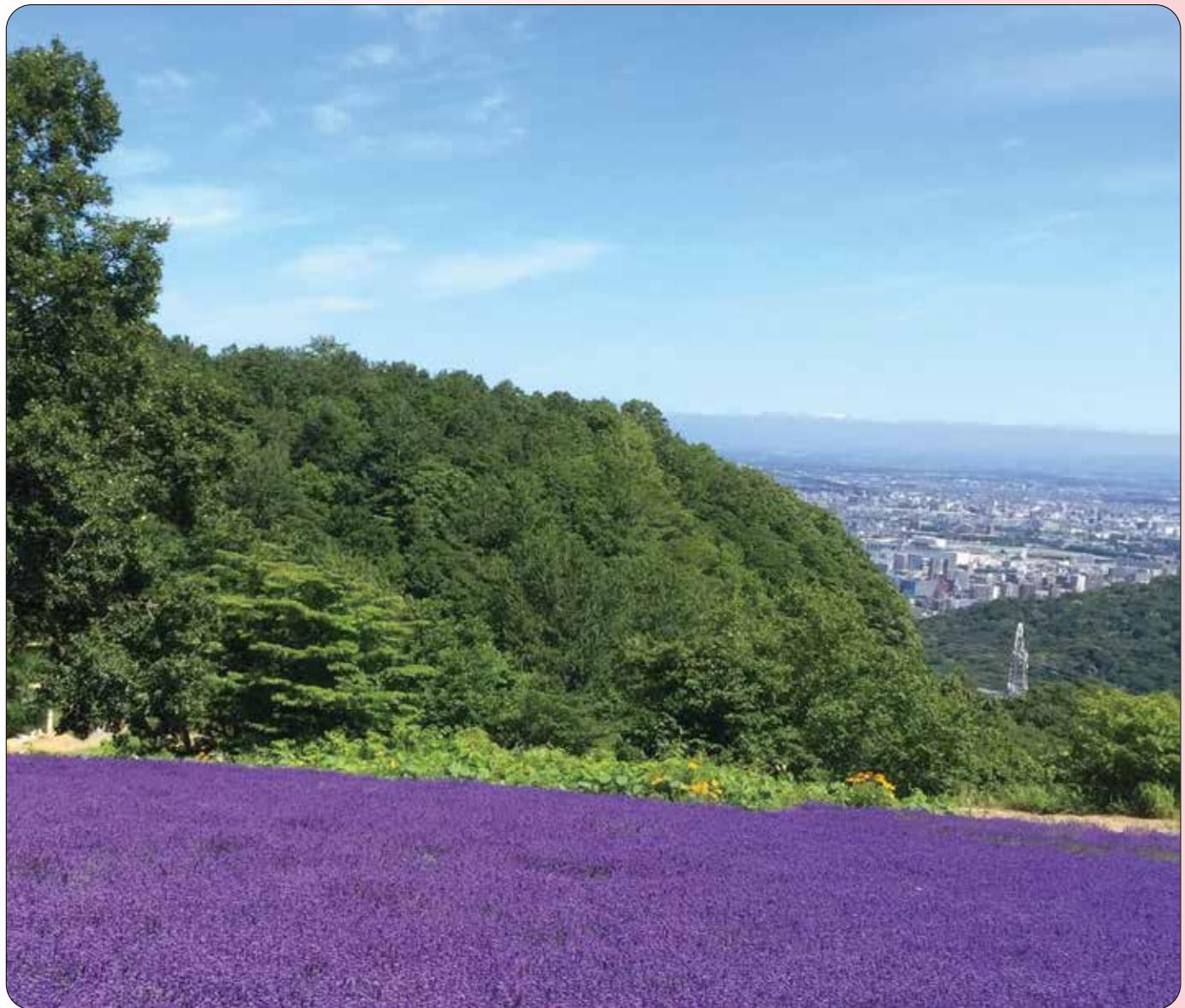


三木・佐々木・山田法律事務所

事務所報 第3号



【幌見峠（札幌市）】

残暑お見舞い申し上げます

平成29年8月

札幌市オンブズマンを終えて

弁護士 三木正俊

2期4年務めた札幌市オンブズマンを、今年の2月末日をもって、任期満了にて退任しました。この制度は、市の業務に関する苦情を、独立性のあるオンブズマンが適正かつ公正に処理することを中心として、市政を改善することを目的とするもので、札幌市オンブズマン条例に基づくものです。市民の立場から行政や企業などを監視しようという目的で、自らを「市民オンブズマン」と位置づけ、市民運動として活動されている皆様のオンブズマンとは、機能的に共通にする面はあるとも思われますが、全く別のことです。



札幌市オンブズマンは3名とされています。その3名で、苦情を受け付け、市の担当部署からヒアリングをして、申立人の主張に理由があるか否か（市の業務に不備があるかないか）を判断します。全体の苦情処理件数がこの何年かの平均で120件程度でしたので、1年で一人あたり40件程度の苦情を処理します。それ以外に、自己の発意に基づき、市の業務に関し事案を取り上げ調査すること（発意調査）が認められています。私は4年間で2件の発意調査を行いましたが、そのテーマは「都市計画法違反建築物を防止する体制」（平成25年度）と「札幌市職員に対する人権教育の視点から行う研修」（平成27年度）です。いずれも、苦情処理の中で問題意識を抱いて取り上げたもので、実務的に意義があるものにしたいと考え、自分なりに努力してまとめました。

苦情申し立てにおいては、誤解に基づくものや制度の本来的目的を理解されないものなど理由のないものが多くあります。しかし、苦情申し立てに理由があるものも相当数認められますし、理由がなくても副次的に市政の改善につながるものもあります。いずれにしましても、市民が苦情処理を通じて市政に参加していると実感できるものがほとんどで、オンブズマン制度には大きな存在意義があると感じました。

また、苦情処理の過程でのヒアリングにおいて、制度趣旨にまでさかのぼって、苦情に至った事態を理解できるように説明された各担当部局職員の皆様の熱意と能力には感心しました。

オンブズマンを経験して、札幌市の仕事のおかげで、我々市民の安心・安全な生活が護られているのだということを、大きな広がりをもって実感できました。地方自治の本旨についても少しく考えを深めることができました。弁護士として貴重な経験ができたと思いますし、このような機会を与えられたことに感謝しています。

任期中は、3時間を1コマとして、1週間に3コマから4コマを市役所本庁にあるオンブズマン室に特別職公務員として詰めている必要があるという状況でした。そのため会議や打ち合わせの日程調整にご迷惑をおかけした向きもあるとは存じますが、この一文を読んで改めてご理解をいただきたくお願いいたします。

「最低賃金の引き上げ」と「新成長戦略」について

弁護士 佐々木潤



最低賃金に関しては、毎年7月から8月にかけて、その引き上げに関するやり取りの様子が全国の新聞やテレビのニュースなどで取り上げられています。

北海道における最低賃金の時間額は、平成28年10月1日以降、「786円」とされていますが、これは、中央最低賃金審議会において、北海道が属するCランクの最低賃金額の引き上げ目安額を「22円」と決定したうえで、北海道最低賃金審議会に提示し、その後、同審議会での審議を経て、北海道労働局長に対し、最低賃金額を建議し、最終的に、同局長が786円に決定したというプロセスを経たものです。

ここで、中央最低賃金審議会の目安額とは、あくまで「全国的な整合性を図るため」のものであり、地方最低賃金審議会を拘束するものではありません。

また、北海道の最低賃金額を最終的に決定するのは北海道労働局長であって、北海道最低賃金審議会は諮問機関とされていますが、法文上では、「その意見に従って決定するとの意」であると解されています。

上記のとおり新聞やテレビニュースで取り上げられているのは、北海道最低賃金審議会やその専門部会内の審議内容であり、特に、具体的な最低賃金額を何円に決定するのかという労働者代表委員、使用者代表委員及び公益代表委員間による緊迫した協議の場面であることが多いと思います。

最低賃金制度は、歴史的には「苦汗（くかん）労働の防止」から来ており、現在でも、第一義的には「低賃金労働者の保護」を目的とするのですが、究極的には「国民経済の健全な発展」に寄与しようとするものとされています。

政府においても、平成22年6月18日、「新成長戦略」を閣議決定しており、その中で、最低賃金の引き上げに関しては、「2020年までに、早期に全国最低800円を確保し、景気状況に配慮しつつ全国平均1000円を目指す」との「成果目標」を設定しています。もっとも、これは、「2020年度までの平均で、名目3%、実質2%を上回る成長等としていることを前提」としていますが、政府はこの最低賃金に関する2020年までの「成果目標」を維持していると言われています。

そうであれば、北海道の最低賃金についても、本年以降、少なくとも、政府による成果目標に従った大幅引き上げの実現が期待されるところです。

サンクトペテルブルグ訪問

弁護士 山田裕輝



私が所属している北海道弁護士会連合会北方圏交流委員会では、サハリン州などロシアの弁護士や法曹関係者との交流を行っていますが、その活動として、平成29年5月20日から同月24日にかけてロシア連邦サンクトペテルブルグを訪問しました。せっかくの機会ですのでこの場でもご報告させていただきます。

訪問中、公式行事として、サンクトペテルブルグ弁護士会及びロシア連邦憲法裁判所を訪問しました。サンクトペテルブルグ弁護士会では、ロシアにおける弁護士制度の現状や今後の制度改革の見通などについて興味深いお話を聞くことができました。

また、憲法裁判所は、日本にはない憲法適合性審査権限を有する裁判所という点で興味深いばかりでなく、その建物の歴史も古いとのことであり、内部も大変威厳のある雰囲気で感動しました。



【写真：憲法裁判所】

サンクトペテルブルグを訪問してみて分かったのは、この街が非常に人気のある国際的な観光地であるということです。街中の至る所で多くの外国人観光客を見かけました。

サンクトペテルブルグでは平成29年4月3日に地下鉄で爆破テロがあったばかりです。報道によると犯人はキルギス系ロシア人であるとされており、空港では私がキルギス系の風貌をしているためか特に念入りに荷物検査をされました。街中ではそのような警戒の厳しさを感じることはなく、外国人でも安心して観光できる平和な観光地という雰囲気でした。

サンクトペテルブルグには多くの観光スポットがありますが、最も有名なのがエルミタージュ美術館です。エルミタージュ美術館は貴重な作品を大量に所蔵していることで有名ですが、特にレオナルド・ダ・ヴィンチの「ブアノの聖母」や「リッタの聖母」は大変人気で、多くの人だかりができていました。



【写真：ピアノの聖母】



【写真：リッタの聖母】

ロシア料理に馴染みのある方は多くないと思いますが、有名なロシア料理のひとつにブリヌイというクレープのような食べ物があります。サンクトペテルブルグにテレモークというブリヌイ専門のファーストフード店があり、そこでブリヌイとクワス（ロシアの黒パンのような味の炭酸飲料）を食べましたが、大変美味しかったです。



【写真：ブリヌイとクワス】

また、サンクトペテルブルグには「ヤルメン一麺屋政宗一」という日本のラーメン店がありました。このラーメン店は仙台のラーメン店「麺屋政宗」がプロデュースするお店で、麺屋政宗の経営者など日露の数名が共同出資して出店されたそうです。メニューも「チャーシュー」「ミソラーメン」「シオラーメン」など日本と同様で、店員もいらっしゃいませと出迎えてくれました。昼食の時間帯になると日本人だけでなくロシア人の客も多く入ってきており、ロシア人にもそれなりに人気があるようでした。



【写真：ヤルメンメニュー】



【写真：ヤルメン】

サンクトペテルブルグは外国人にも優しい国際的な観光地だということが分かりましたので、また機会があれば訪れたいと思います。

民法改正について

(建物賃貸借に関する連帯保証契約に及ぼす影響)

弁護士 阿部迅生



平成29年5月に民法の改正がなされました（以下「改正民法」といいます。）。改正民法の施行まで最長で3年間ありますが、以下では改正民法の中で建物賃貸借の連帯保証契約に及ぼす影響について説明させていただきます。これをきっかけに改正民法についてご関心をお持ちいただければ幸いです。

1 連帯保証契約の要件の追加

改正民法465条の2第2項では、個人根保証契約については極度額を定めなければ効力が生じない、と定められました。なお、根保証契約とは、一定の範囲に属する不特定の債務を主たる債務とする保証契約のことを意味します。

これを建物賃貸借の連帯保証契約にあてはめますと、個人の方が連帯保証人となる際には、連帯保証契約での保証の上限額（極度額）を書面に明示しなければ連帯保証契約の効力が生じないことになります。

このような改正となった経緯は、建物賃貸借の連帯保証人が予想を超える多額の保証債務の履行を求められるという問題、具体的には、賃借人が長期にわたって家賃を支払っていなかったり、賃借人が賃貸建物を損傷させてしまいその修繕費用等が多額となったりする問題に対処すべきであるという議論がなされ、改正されるに至りました。

そのため、連帯保証契約の締結にあたっては、連帯保証人に対して保証の上限額（極度額）を明示したうえで署名押印してもらう必要がありますし、連帯保証人としては、上限額（極度額）を念頭に連帯保証契約を締結するか否かを慎重に判断することになります。

2 連帯保証契約締結時の情報提供義務

上記1の内容は個人の方が建物賃貸借の連帯保証契約を締結する際にかかるものですが、事業のための建物賃貸借の連帯保証契約を締結する場合には、さらに注意を要する点があります。

具体的には、連帯保証契約を締結する際に、賃借人から連帯保証人に対して、①財産・収支の状況、②主たる債務以外に負担している債務の有無並びにその額及び履行状況、③主たる債務の担保として他に提供し、又は提供しようとするものがあるときは、その旨及びその内容、をそれぞれ説明しなければなりません（改正民法465条の10）。

簡単に述べますと、賃借人の財産・負債の状況等の説明がなされ、連帯保証契約のリスクを正確に把握したうえで、連帯保証契約を締結するか否かの判断をしてもらわなければなりません。

仮に、賃借人から連帯保証人に対して上記説明がなされなかった場合には、連帯保証契約が取り消される可能性が出てきます。

そのため、賃貸人としては、賃借人から連帯保証人に対して適切に説明がなされたのかについても注意する必要があります。

自己紹介と主権者教育

弁護士 池田翔一

〈経歴等〉

2011年(平成23年) 3月 北星学園大学経済学部卒業
2014年(平成26年) 3月 北海学園大学法科大学院卒業
2015年(平成27年) 9月 司法試験合格
2015年(平成27年)11月 司法研修所入所(69期)
2016年(平成28年)12月 札幌弁護士会登録
三木・佐々木・山田法律事務所入所

〈弁護士会略歴〉

2017年度(平成29年度)法教育委員会 委員(札幌弁護士会)
2017年度(平成29年度)裁判員制度実施本部 委員(札幌弁護士会)
2017年度(平成29年度)刑事弁護センター運営委員会 委員(札幌弁護士会)



皆さま、はじめまして。

平成28年12月に入所致しました弁護士の池田翔一です。

皆さまの正当な権利・利益を擁護するために尽力致しますので、何卒よろしくお願い申し上げます。

さて、私は大学2年次に弁護士を目指し始めたのですが、それまでは学校教員を目指しておりました。大学時代の途中で方向転換をしたため、結局教員免許は取得しませんでしたが、教育分野には関心を持ち続けておりました。そうしたところ、私は運良く札幌弁護士会の法教育委員会に配属されました。そして、早速、公立高校の全校生徒向けの講演を担当することになり、先日、講師デビューを果たしました。テーマは、「主権者教育」です。

主権者教育は、選挙権年齢の満18歳への引き下げ問題を契機として注目されるようになり、文部科学省等において推進の方策が検討されています。

「主権者」という言葉を聞いて第一に想起されるのは、選挙権です。

選挙権が重要なものであるという結論にはほとんど異論はないかと思われますが、選挙権がなぜ重要なのか、という問い合わせに対する答えにはいろいろなものがあり得るかと思われます。

講演では、学校内での身近な例を素材として、選挙権は、直接的には立法者を選定する権利であるけれども、究極的には個人の基本的人権を守るためにものだから重要だ、という話をしました。

日本国憲法では、基本的人権の保障に重要な価値を置いた上で、憲法前文等によれば、個人がそれぞれ有している権力を国民の幸福・利益のために代表者に預けているとの考え方を採用しており、選挙は代表者に権力を預けるための具体的な手続であるとの見方ができるからです。

このような非常に抽象的な事柄をわかりやすく伝えるのは、相当に難しいことです。講演の機会を日々の業務に活かして参ります。

最新法律問題トピックス

弁護士 山田裕輝

《録音行為における権利利益の実現と侵害について》

1　近年、ICレコーダーやスマートフォンの普及により、会話などの音声を録音したもの証拠資料として受け取ることが増えています。

民事上の紛争では事実を証明することができるかどうかが重要ですが、職場内、学校内、家庭内、車内などといった第三者の目が及ばない場所での言動の有無が争われる場合、従前は「言った」「言わない」というレベルの水掛け論で証明不能に終わっていたものが、近年は録音媒体によってある程度まで証明できる例も増えているように思います。先日も某国会議員の秘書に対する暴言が録音されたものが公開されニュースとなっていましたが、あのような言動も、録音媒体がなければ、「言った」「言わない」の水掛け論となり、真相は不明のままとなっていた可能性が高いものです。捜査機関など国家が行う場合は人権保障の観点から慎重な検討が必要ですが、私人が自己的権利利益を護るために録音は、これまで実現が困難であった個人の権利利益の実現を容易にするものなので、基本的には肯定的にとらえるべきものと考えられます。

2　もっとも、私人による録音であっても、他者の権利利益を侵害しうるものであり、場合によつては違法とされることがありますので、注意が必要です。

会話の当事者の一方が相手方の同意を得ずに録音する行為（秘密録音）は、常に違法であるといえません。重要な経営上の会話・会議やセンシティブな情報を扱う会話・会議などは、当然に非公開が前提とされているものなので、これを録音する行為は違法であると考えられます。

また、プライベートな会話や言動等を録音する行為など、相手方のプライバシーや人格権を侵害するような録音行為も違法であると考えられます。

昨年、民事訴訟において、録音媒体を違法に収集された証拠であるとして証拠から排除する旨を判示した判決がありました（東京高等裁判所平成28年5月19日判決）。この事案は、学校法人の事務職員であるXが、上司からセクハラやパワハラを受けたと主張して当該学校法人のハラスメント防止委員会に申立てを行ったものの、認められなかつたため、これを不服として訴訟を提起したというものです。この訴訟において、Xは、ハラスメント防止委員会における審議を録音した媒体を証拠として提出しました。ハラスメント防止委員会の審議は非公開とされていましたので、録音はルールに反する行為でした。Xは、この録音媒体は匿名の第三者から提供されたものであると主張していました。

この訴訟において、判決では、「当該証拠の収集の方法及び態様、違法な証拠収集によって侵害される権利利益の要保護性、当該証拠の訴訟における証拠としての重要性等の諸般の事情を総合考慮し、当該証拠を採用することが訴訟上の信義則に反するといえる場合には、当該違法収集証拠の証拠能力が否定されると解するのが相当である」と判示し、自由な発言・討論の保障や関係者のプライバシー保護のために審議の秘密は欠かせないものであり、ハラスメント防止委員会における審議を無断録音することの違法性は極めて高いとして、Xが証拠として提出したハラスメント防止委員会の録音を証拠から排除しました。

このように、違法な方法・態様で行われた録音は、訴訟で証拠として使えない可能性があります。もちろん、その録音行為が違法である以上、証拠として使えないだけでなく、相手方から損害賠償請求を受ける可能性もあります。

3 近年は、写真撮影や録音のみならず、録画さえも容易に行うことができるようになっており、今後も、写真、音声、動画などが証拠資料とされることが増えていくと予想されます。自身の権利利益を護るためにこのような新たな手段を活用しつつも、他方では、その行為による他人の権利利益の侵害についても十分に留意いただきたいと思います。

以上

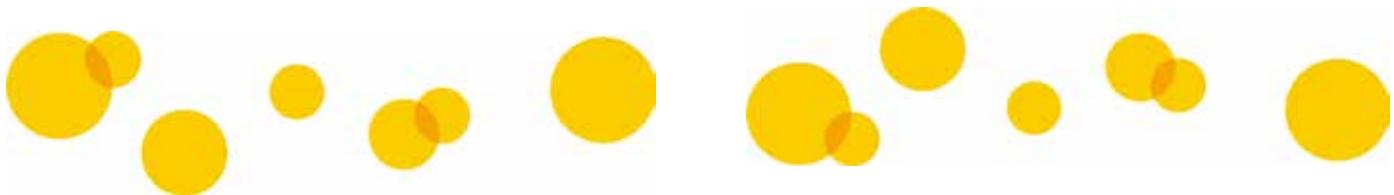
《谷口清香 退所のご挨拶》

平成24年12月に当事務所に入所し、平成28年7月に産休・育休に入るまで約3年半にわたり弁護士として勤務しておりましたが、配偶者の関東転勤に同伴することとなり、本年7月をもちまして退所することとなりました。在職中は大変お世話になりましたこと、深く御礼申し上げます。

今後はしばらく育児に専念する予定ですが、弁護士を志したときの気持ちを忘れず、職務復帰した際の糧となるべく充実した日々を過ごしたいと考えております。

今後とも変わらぬご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

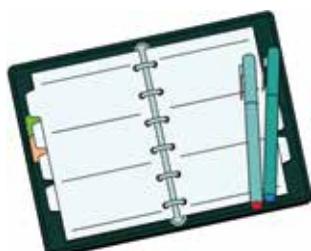
谷口 清香



《講師等派遣についてのご案内》

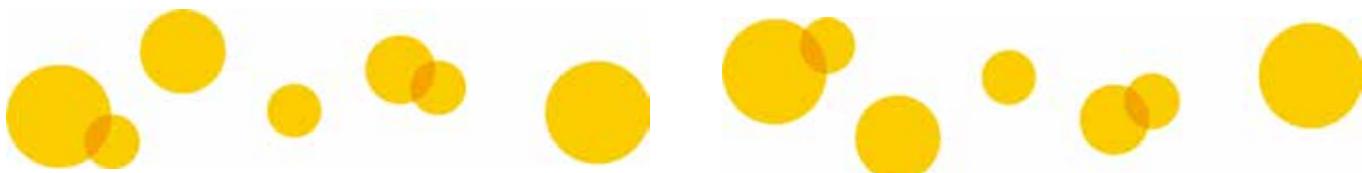
さて、昨今、当事務所所属弁護士を、講演会や研修会などの講師等として派遣して欲しいとのご要望をいただくことが多くなりました。法律・司法制度やコンプライアンスに対する関心の高まりが背景にあるのではないかと推察しております。

このような関心の高まりを受けて、当事務所では、顧問先及び関与先・関係先の皆様が関与される各種会合等に対し、弁護士を講師等として派遣させていただいております。



講演会や研修会、勉強会などの各種会合においてご利用いただきたく、内容や方法についても柔軟に対応致しますので、是非、本制度をご活用下さい。

(法律に関するテーマであれば、ご要望に応じて調整させていただきます。)



法律相談のご案内

- ご相談のご予約はお電話またはホームページで受付しております。
- 相談料は当事務所の基準でいただいております。
- 初回事務所相談は無料となります。

ご相談は予約制とさせていただいております



ホームページもご覧ください

<http://www.mikilo.jp/>

所属弁護士のご紹介や取り扱い業務のご説明、法律相談のご案内等の情報を掲載しており、法律相談のご予約もできますので、ぜひご利用ください。

編集後記

事務所報も第3号となりました。お見苦しい点も多々あったことと存じますが、最後までご覧いただきありがとうございます。毎年毎年多少なりともステップアップを目指し、今後も読みやすく、有意義な事務所報をお届けできるよう努めて参りますので、これからもよろしくお願い申し上げます。



三木・佐々木・山田法律事務所

〒060-0061

札幌市中央区南1条西14丁目ワフスわたなベビル7階

TEL:011-261-6980 FAX:011-261-6981

営業時間：平日午前9時から午後5時30分まで

アクセス

【公共交通機関の場合】

- 地下鉄 東西線 西18丁目駅 … 5番出口より徒歩5分
- 市電 西15丁目駅 … 降車徒歩1分

【お車でお越しの場合】

当ビルには駐車場はございません。近隣に時間貸し駐車場が多数ございますので、そちらをご利用ください。